

【例】

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社 殿

一般社団法人群馬県トラック協会
会長 武井 宏

●●運送株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

適正取引の推進及び適正運賃・運送以外の役務対価の
ご理解とご協力のお願いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は国内物流の基幹的役割を果たしており、国民生活及び社会経済活動を支えるライフラインとして必要不可欠な基幹産業ですが、トラック運送事業を取り巻く環境は、安全対策や環境問題に対応した車両購入関連コストの増加、燃料価格や資材価格の高騰などにより、極めて厳しい状況にあります。運送事業者においても、コスト削減のための徹底した省エネ活動や合理化など必死の努力により、この厳しい経営環境に対応しているところです。

一方で、少子高齢化や他産業と比較して長時間労働かつ低賃金による慢性的なドライバー不足など人材確保が非常に厳しい状況の中で、令和6年4月から施行されたトラック運転者等に対する時間外労働の上限規制の適用は、我々運送業界にとって大きな変革となり、既に労働時間短縮による稼働時間の減少、輸送力低下が発生している状況です。

そんな中、多くの運送事業者が発荷主・着荷主等での待機時間や附帯作業等が発生しており、国土交通省が令和6年に実施した“ドライバー実態アンケート調査”でも、一運行における荷待ち・荷役時間は、依然として3時間を超える結果となっています。

国土交通省は、このような状況を改善するため標準貨物自動車運送約款等を改正し、荷主が行うべきこととして、「運送以外の役務として待機時間、積込・取卸、附帯作業を行う場合は“運賃とは別にトラック運送事業者はその対価となる料金を支払う必要がある”」として、「運送と運送以外の業務を分離した対価の収受」について定めています。

また、令和7年4月からは、公正取引委員会においても物流事業者の無償の荷役や荷待ち作業について、荷主・物流事業者間の問題の顕在化として、下請法の改正を行ったところです。

トラック運送業ではドライバー不足が深刻化する中で、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能を提供するため、ドライバーの長時間労働の是正など働き方改革を進め、コンプライアンスを確保する必要があります。そのためには、賃上げ原資確保の重要な要素である適正な料金収受が必要不可欠です。

荷主の皆様におかれましても、引き続き安全で安定した輸送サービスが提供できるよう、価格転嫁・取引適正化にご配慮いただくとともに、「標準貨物自動車運送約款」や「標準的な運賃」の主旨、適正な運賃・料金収受のルールについてご理解いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、トラック運送事業者の深刻な窮状をご勘案いただき、ご理解、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白